

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景及び趣旨

平成2年、合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したことを契機に、国は様々な少子化対策に取り組んできました。

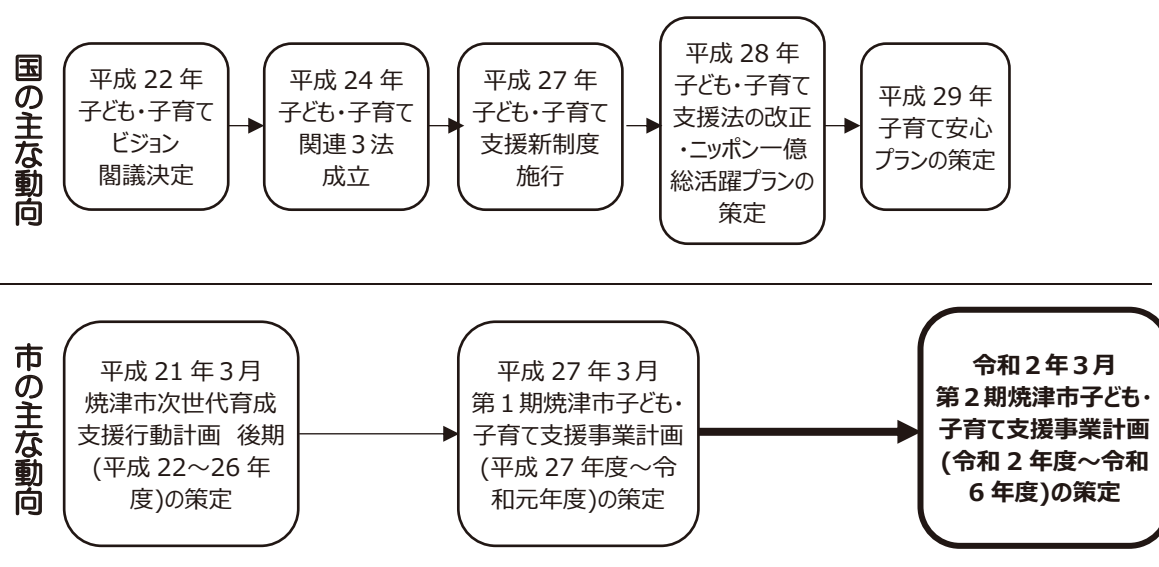
そして、平成22年には、歯止めのかからない少子化、社会情勢や子育てニーズの多様化などを背景に「子ども・子育てビジョン」を打ち出し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援について検討が始まりました。

本市においては、前期(平成17～21年度)及び後期(平成22～26年度)の焼津市次世代育成支援行動計画を策定し、家庭、学校、企業、行政等、地域社会の協力のもと、総合的な子育て支援の推進に取り組みました。

また、平成24年の子ども・子育て関連3法の成立を受け、次世代育成支援行動計画の主要事業を継承しつつ、「第1期焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第1期計画」という）（平成27年度～令和元年度）を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供や保育の量的確保、地域子ども・子育て支援の充実に取り組んできました。

平成29年6月、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた、国の「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』、『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』、『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』といった方向性が示されました。

令和元年度、第1期計画の計画期間満了を迎えることから、国のプランの内容や方向性を踏まえ、第2期「焼津市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定し、引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に取り組みます。

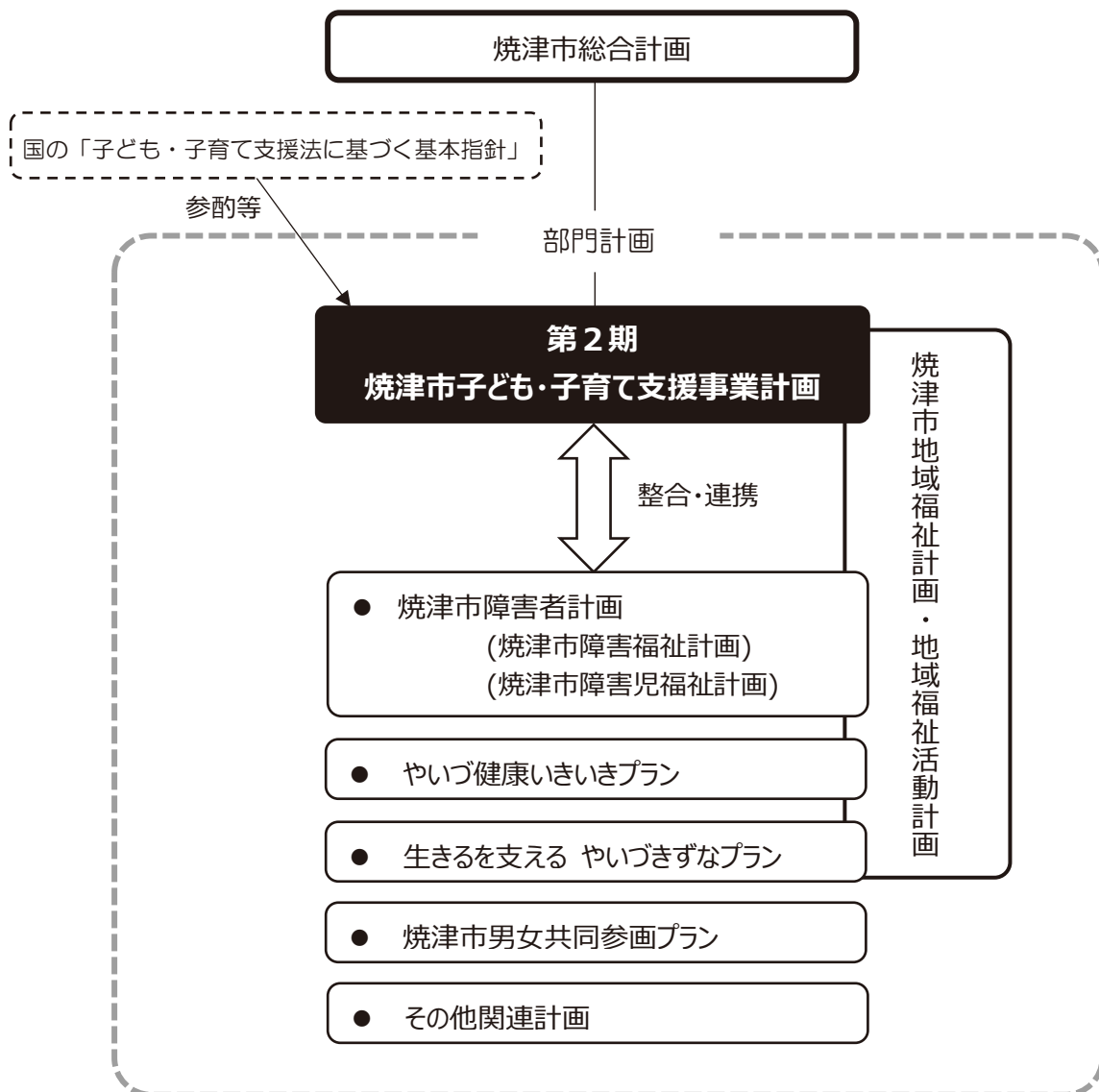


## 2 計画の位置付け

本市では、本計画を子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、子どもの貧困対策推進法に基づく、子どもの貧困対策に関する計画として位置付けます。

さらに、本市の上位計画である焼津市総合計画をはじめ、焼津市地域福祉計画などの関連計画との連携と整合を図りながら策定しています。



### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画として策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
<b>第1期計画</b>									
		中間 見直し		改定	<b>本計画（第2期計画）</b>				
							中間 見直し		改定

### 4 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定による「焼津市子ども・子育て会議」での審議のほか、子育て世帯の意見やニーズを的確に把握するため、「焼津市子ども・子育て支援に関する調査」及び「パブリックコメント」を実施し、市民の意見等を踏まえて計画を策定しました。

事業	参加者	役割
焼津市子ども・子育て会議	有識者・事業者・保護者・ 労働者・関係機関代表	子ども・子育て支援事業計画の検討
焼津市子ども・子育て支援に 関する調査(アンケート調査)	・就学前児童の保護者 2,000人 ・小学校1～6年生の 保護者 1,000人	子育ての実態把握、就労意向やサービスの 利用意向等の把握
パブリックコメント	市民	子ども・子育て支援事業計画案への意見 提出